

## 議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和4年8月25日（木） 午前10時00分～午前10時50分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 なかじま和代 副委員長 田崎あきひさ 委 員 大島令子 岡崎つよし 木村さゆり 富田えいじ 野村ひろし 山田けんたろう
職務のため出席した者の職氏名	議 長 川合保生 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵

### 1 あいさつ

議長

本日は午後から子ども議会がある。今までの成果が出ていると思っている。

### 2 議題

#### (1) 令和4年第3回長久手市議会定例会議事日程について

ア 一般質問について

＜説明：事務局＞

・発言通告 個人質問 16人

・9月14日（水）6人、15日（木）5人、16日（金）5人

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

（委員） さとうゆみ議員の1項目めの(1)「小中学校1校につき」の後の「に」は不要ではないか。

（事務局） 修正してから市議会ホームページに上げるようにする。

（委員長） 一般質問の順序について案のとおりでよいか。

＜異議なし＞

イ 決算審査意見書質疑通告について

＜説明：事務局＞

・発言通告 1人

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

ウ 請願について

<説明：事務局>

- ・ 請願第2号 請願文書表及び請願書のとおり
- ・ 付託する委員会 教育福祉委員会

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

エ 陳情について

<説明：事務局>

- ・ 陳情第2号 陳情文書表及び請願書のとおり
- ・ 〃 趣旨説明あり
- ・ 審査する委員会 総務くらし建設委員会

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

オ 議事日程について

<説明：事務局> (議事日程第2号～第6号のとおり)

- ・ 議員派遣結果報告書 8月9日第35回愛知県町村議会広報研修会

(委員長) 議事日程について、説明のとおりでよいか。

<異議なし>

(2) 令和4年第4回定例会の日程について (会期日程案のとおり)

<説明：事務局>

- ・ 11月24日(木)から12月19日(月)までの26日間

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

### 3 その他

- ・ 子ども議会について

(委員長) 本日は子ども議会のため、全議員午後1時に、市議会議員の名札を持って議場に集合とする。子ども議会について、他に連絡事項はあるか。

(委員) 小学生は議場で質問通告書の作成を行うが、議場内でお茶を飲んでもよいか。

(議長) 本会議で使うわけではないので、水分補給はしてもよいと思う。

(委員長) 事務局の見解はどうか。

(事務局) 議長の判断でよい。

(委員長) 子ども議員には、どうしてもものどが渴いたときには水分補給をしてもよいと伝える。

(野村委員) 任命証書について、名簿と照合して作成したが、誤りがないか子ども議員本人に確認してもらってほしい。

しおりが完成した後に、長久手中学校の子ども議員が変更になった。それに伴い、子ども議長も変更となっている。本日の受付時に、しおりの内容変更の該当部分について記載した紙を出席者に配付することにした。受付担当の議員には伝えてある。

(事務局) 本日は、中日新聞瀬戸支局、ラジオサンキュー、ひまわりネットワークの3社が取材に来る。質問通告書作成の時間帯は議場と委員会室の出入りを自由とし、それ以外の時間帯は議場への出入り口や撮影場所を限定する。本日の活動がすべて終わるまでは、子ども議員への声掛けをしないように依頼する。これらを説明した資料を、報道機関の受付時に配付する。

(委員) 私は、質問通告書作成の時間は中学生の支援担当になっているが、どの中学校を担当するなどの割り振りはないか。

(野村委員) 小学生の方は、小学校2校に2人ずつの支援担当を配置する予定である。具体的に誰がどの学校の担当という割り振りはしていない。

中学生の方もそのような形でどうか。

子ども議員は、質問・提案準備シートを持参するはずであるが、これを受付でいったん回収し、内容の重複している質問がないか、オリエンテーションを行っている間に事務局に確認してもらうことになっている。

(委員長) 本日中に質問通告書が完成しなかった場合は、9月2日までに学校から提出をしていただくことになる。その後、再質問作成などで相談があった場合は、相談窓口担当で対応願う。

(野村委員) 時間切れになって、用意した再質問が全てできなかった場合、残りの質問の答弁は文書で渡せるか。

(委員長) 9月20日頃に執行部からの第1答弁を子ども議員に届けた後、再質問の提出期限を27日とし、それに対する答弁は29日までに執行部から返ってくるので、事前に渡すことができる。

(事務局) 再質問の提出を27日までに受けて、29日までに執行部が答弁を作成して子ども議員に事前に渡すことは、時間的にタイトすぎて無理である。

(副委員長) 個人的には、時間切れでできなかった質問の答弁についても、何かしらの方法で返せるようにしたらよいと思う。

(委員長) それについては執行部と調整していないと思うので、子どもたちには議場で質問できた分が、記録として残せる部分であると伝えたい。

(野村委員) 本日、質問通告書が早く完成してしまった学校には、いくつか再質問も考えてみるように促すつもりである。せっかく考えたのに、時間切れでその答弁がもらえないのはかわいそうだと思う。

(委員) 子どもによって話すスピードが違うだろうし、ゆっくり話す子のことも考慮してあげた方がよいと思う。

(事務局) 今後、執行部と調整する。

(委員) 本日、質問通告書が時間中に完成せず、もう少しだけ時間があれば完成して

提出できるという学校があったら、本人や保護者に確認の上、残って作業してもらってもよいか。

(委員長) 市議会議員の皆さんには、終了時間は午後4時の予定で、終わり次第解散と伝えている。片付けも必要なので、議場か委員会室のどちらかに集まり午後4時30分くらいまでと思うがどうか。

(委員) 午後4時でいったん子ども議会1日目を終了してから、希望する子ども議員には残ってもらえばよい。

(委員長) 午後4時にいったん終了してから、希望者があれば、しばらく委員会室で作業してよい旨を案内する。その際は、保護者にも委員会室に入ってお待ちいただくこととする。

(委員) 時間延長した場合の、市議会議員の拘束時間は何時までか。

(委員長) 午後4時30分頃を目途とする。

・市議会個人情報保護条例の制定について

(委員) 前回の委員会で、条例案の作成中との話が事務局からあったが、いつの委員会で案が示されるか。

(委員長) 9月中にという話であったため、9月26日に開催予定の委員会には間に合うように準備されている。

次回は令和4年9月26日(月)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。